

各市町村が設置する  
教育支援委員会の機能拡充

# 特別支援教育に関する基本方針

## 第1章 特別支援教育に関する基本方針の策定について

### 策定の趣旨

- 特別な教育的支援を必要とする子どもたちは増加しており、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うためには、さらなる特別支援教育の充実を図る必要があることから、北海道における今後の特別支援教育の充実に向けて策定するもの

### 方針の位置付け

- 「北海道総合教育大綱」及び「北海道教育推進計画」の理念や施策の方向性に基づき、北海道における特別支援教育を推進するための基本的な考え方を示すもの

## 第2章 特別支援教育の充実に向けて

### 1 多様な学びの場の充実

#### 適切な就学先決定に向けた支援

- 適切な就学先決定や学びの場の柔軟な見直しに向けた市町村教育委員会への働き掛け
- 就学前健診などを活用した早期からの保護者等への支援の充実

#### 幼児教育施設、小学校、中学校における学びの場の充実

- 全ての教員が特別支援教育に関する理解や知識を深めるための体制の整備や校内研修の充実
- 通級による指導や特別支援学級における指導体制の充実及び自立活動の指導に関する専門性の向上

#### 高等学校における学びの場の充実

- 全ての教員が特別支援教育に関する理解や知識を深めるための体制の整備や研修の充実
- 通級による指導担当教員の自立活動の指導に関する専門性の向上

#### 特別支援学校における学びの充実

- ICTを活用した学校間の連携及び指導の充実並びにセンター的機能の充実
- 教育課程の編成や入学選考検査の改善

#### 自立と社会参加の充実

- テレワークを含めた企業等と連携した作業学習・実習等を通じて、社会性や適応力、コミュニケーション能力を伸ばす教育の充実

### 2 幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実

#### 就学前からの支援体制の整備

- 市町村教育委員会と保健・福祉等の関係機関との連携による地域の支援体制づくりの促進
- 障がいのある子どもを育てた経験をもとに相談相手となるペアレントメンターの派遣など、保健福祉部局と連携した保護者支援の充実

#### 在学中における地域の体制づくりの促進

- 市町村における切れ目のない一貫した指導や支援に向けた関係機関の連携の促進
- 各学校段階等間における「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した引継ぎに関わる取組の充実

#### 卒業後における支援

- 進路先の企業等に対する「個別的教育支援計画」を活用した適切な引継ぎなど卒業後の支援の充実

### 3 特別支援教育の質の向上

#### 教員の特別支援教育の専門性の向上

- 全ての校種における教員の特別支援教育に関する専門性の向上
- 全ての校種において、特別支援教育を重要な柱として明確に位置付けた校内体制の構築

#### ICTの活用による指導の質の向上

- 障がいの状態等に応じた効果的なICT活用に関する教員研修等の充実

#### 交流及び共同学習の充実

- 共生社会の形成に向け、「交流及び共同学習」の趣旨や意義について一層の理解啓発
- 「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用し、通常の学級担任と特別支援学級の担任が共通理解をした上で、「交流及び共同学習」を実施

#### 障がいの重度・重複化、多様化及び医療的ケアに向けた対応

- 重度・重複化、多様化を踏まえ、障がい種を超えた学校間の連携・協力の充実
- 医療的ケア看護職員の配置や教職員に対する必要な研修の実施など、安全・安心な医療的ケア実施体制の整備

### 4 特別支援学校の教育環境の整備

#### 学校配置

- 障がいのある児童生徒の在籍状況や今後の推移のほか、圏域内における特別支援学校の配置状況や児童生徒の通学・寄宿舎への入舎の状況、活用可能な空き校舎など既存施設の利用状況を総合的に勘案して学校配置を検討

#### 卒業後の進路を見据えた学科の整備

- 社会情勢や進路動向、生徒の興味・関心などを考慮し、学科の整備を検討

#### 教育環境の整備に向けた狭隘化対策

- 教室不足については、校舎増築や通学区域の見直しのほか、高等学校など既存施設を活用した整備などによる適切な教育環境の確保

#### 効率的なスクールバス運行に向けた体制整備

- 介助添乗員の資質向上に向けた事前研修の実施等による安全・安心なスクールバス運行体制の充実

#### 安全・安心な学校体制

- 不審者の侵入や火災・自然災害・感染症の発生などを踏まえた危機管理体制の整備

### 目標指標

【指標1】 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の「個別的教育支援計画」の作成割合

【指標2】 特別支援教育に関わる校内研修を毎年度実施している学校の割合

【指標3】 特別支援学校高等部第3学年において、就職や進学を希望する生徒の割合

【指標4】 これまでに医療的ケアに関する基本研修を受講した特別支援学校教員の割合

# 令和6年度 特別支援教育課 重点事項

「特別支援教育に関する基本方針（令和5年度～令和9年度）」に基づき、障がいのある子どもたちの自立と社会参加に向けた、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実に取り組みます。

### 多様な学びの場の充実

- 子ども一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容について本人・保護者、学校等に対する十分な説明と合意形成による学びの場の柔軟な見直し



- 就学事務担当者等研修会の充実
  - ・対象の拡大（医師、児童相談所、福祉関係者など）
- 教育支援委員会及び校内委員会の機能充実
  - ・市町村教委管理職、教育支援委員会構成員向け研修の創設
  - ・ハンドブックの発行
  - ・保護者向け研修、理解啓発資料の配付
- 特別支援学校 学校見学会の実施
  - ・市町村教育委員会及び域内小中学校管理職等を対象
- 通級指導教室の設置拡充

**【施策検討のための会議】**  
特別支援学校の在り方検討ワーキンググループ会議、北海道教育支援委員会、広域連携協議会など  
・適正就学、小中高特の専門性向上  
・入学者選考、高等部在り方、障がい種別の課題、生徒増加・減少に関わる諸課題など

**【文科・道教委事業（新規）】**  
(国) 効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業（R6～7）  
(国) インクルーシブな学校運営モデル事業（R6～8）  
(道) 特別支援学校における医療的ケア実施のための外部委託検証事業（R6）

### 特別支援教育の質の向上

- 幼児児童生徒の困難さに応じた指導・支援を行える専門性を身に付けられる校内研修の推進



- 特別支援学校教員の専門性向上
  - ・学校訪問指導の機会を捉えた指導主事による校内研修
  - ・従来の計画訪問に加え、各種事業と関連付けた要請訪問
  - ・特センによる受講者の資質能力を高めるための研修機会の確保
- 生徒指導・学習指導の充実
  - ・本庁、教育局等で実施する会議・研修等への参加促進
- 特別支援学校のセンター的機能としての地域支援
  - ・P・T派遣事業等の地域ごとのニーズ把握
- 小学校等の研修強化
  - ・管理職研修の継続（道研「管理職研修」と新たにコラボ）
  - ・特別支援教育CO.向け研修の創設
  - ・文科事業を活用した通級を対象とした年10回程度の研修の実施
  - ・初任段階教員研修等における研修の実施

### 卒業後までの切れ目のない指導や支援の充実

- 就労支援に向けた取組の強化
  - ・経済部、農政部等と連携した、「特別支援学校就労サポート事業」の実施
  - ・来庁者を対象としたPR活動

# 「特別支援教育に関する基本方針」の具体化に向けた検討

## 北海道教育支援委員会

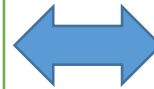
障がいのある子どもの適切な  
就学先決定

- 内容
  - ・適切な就学先決定及び学びの場の柔軟な見直しに向けた早期からの相談・支援体制の構築
  - ・各市町村教育委員会が設置する教育支援委員会の機能拡充

## 広域特別支援連携協議会

校内支援体制の整備及び学びの場の  
柔軟な見直し

- 内容
  - ・校内支援体制の整備、充実にに向けた管理職及び特別支援教育コーディネーターの役割の明確化
  - ・各学校の校内委員会の機能強化



## 今後の特別支援学校の在り方 ワーキンググループ会議

今後の特別支援学校の在り方

- 内容
  - ・特別支援学校の教育内容について
  - ・入学者選考について
  - ・特別支援学校に求められる専門性や地域における役割について



## 令和5年度の取組

# よりインクルーシブな社会の実現に向けて ～北海道らしい特別支援教育の創造～

### 令和5年度広域特別支援連携協議会のテーマ

- 全ての教員に求められる特別支援教育に関する「専門性」
- 全ての教員の特別支援教育に関する「専門性」の向上を図るための方策

### 令和5年度北海道教育支援委員会のテーマ

- 適切な就学先の決定及び学びの場の柔軟な見直しに向けた取組
  - ・ 保護者に対して就学・進学に関わる理解啓発を図る上で必要な情報
  - ・ 教育支援の充実に向けた市町村教育支援委員会の在り方



# 令和5月31日付け教特第283号「教員等の特別支援教育に関する専門性の向上について」(通知)

各道立高等学校長 様  
各市町村教育委員会教育長  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大畑 明 美  
北海道教育庁学校教育局義務教育課長 遠藤 直 俊  
北海道教育庁学校教育局高校教育課長 相馬 利 幸  
北海道教育庁学校教育局教職員育成課長 和 田 宏 一  
北海道教育庁幼児教育推進局幼児教育推進センター長 田 口 範 人

教員等の特別支援教育に関する専門性の向上について (通知)

このことについては、令和4年12月に中央教育審議会がまとめた『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について(報告)において、教員に共通的に求められる資質能力として、「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」に関わる事項が明確に示されたところです。

こうしたことを踏まえ、道教委では、本年3月に改訂した「北海道における教員育成指標」や本年度から5年間で計画期間とする新たな「特別支援教育に関する基本方針」において、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を重点の一つに位置付け、施策の充実・発展に取り組むこととしました。

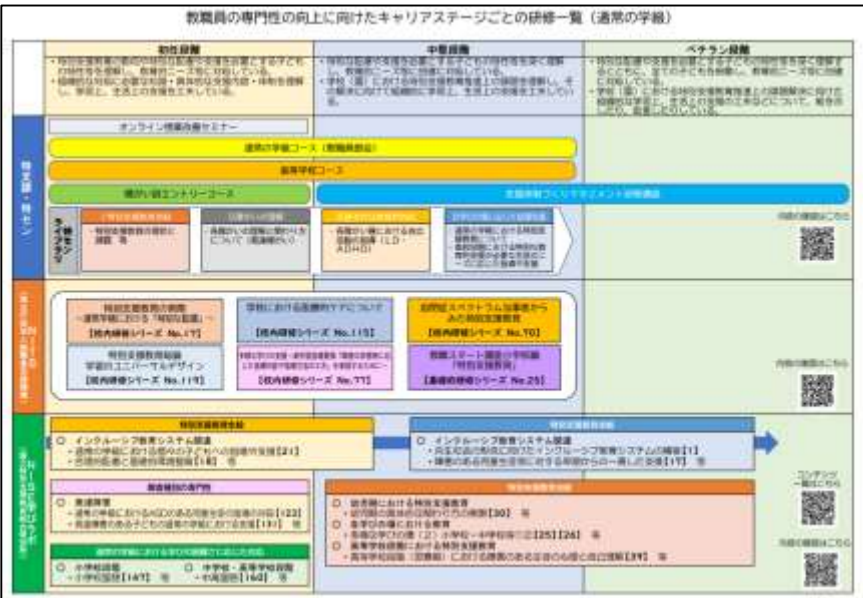
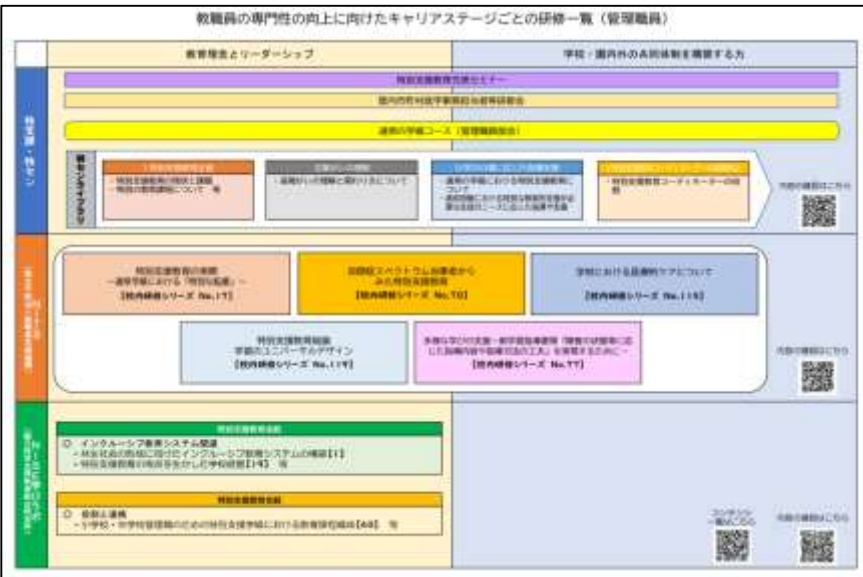
つきましては、各所属において、「特別支援教育に関する基本方針」の趣旨を踏まえ、次の事項に留意の上、全ての教員が特別支援教育に関する専門性を高める取組を推進願います。

なお、市町村教育委員会においては、所管する学校に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 教員等の特別支援教育に関する資質能力の向上に当たり、次の資料を提供していますので、活用願います。
  - ・オンデマンドを含めた研修講座や研修教材を取りまとめた「研修Linkナビ」
  - ・「N I S E学びラボ」(国立特別支援教育総合研究所)と「特センライブ러리」(道立特別支援教育センター)等をまとめた「教職員の専門性の向上に向けたキャリアステージごとの研修一覧」(別添)
- 2 本年4月から実施されている「新たな研修制度」を踏まえ、学校管理職は、所属教員の意欲や主体性を尊重しながら、対話を繰り返す中で、一人一人のキャリアステージや専門性等に応じた受講奨励をお願いします。
- 3 今後、道教委において、管理職対象の特別支援教育に関する研修会を実施する予定であり、詳細は、別途通知しますので積極的に参加願います。

(特別支援教育制度推進係)  
(義務教育指導係)  
(高校教育指導係)  
(人材育成・教育研究所整備推進係)  
(幼児教育推進係)



# 令和5年度管理職のための特別支援教育に関する研修会

## 講演 特別支援教育の充実について

講師 生方 裕氏 (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画官)

日時 令和5年(2023年)7月19日(水) 9:50~11:30  
方法 集合及びWeb会議システム (Zoom)  
参加者 **922名** (小:467名、中:263名、高:100名、その他:92名)

## 講演 特別支援教育コーディネーターの育成と活用について

講師 田中雅子氏 (北海道教育大学釧路校准教授)

日時 令和5年(2023年)8月8日(火) 9:50~11:30  
方法 Web会議システム (Zoom)  
参加者 **618名** (小:321名、中:174名、義:18名、高:69名、特:23名、その他:13名)

## 講演 ユニバーサルデザインの視点からの授業づくり

講師 細谷一博氏 (北海道教育大学函館校教授)

日時 令和5年(2023年)11月22日(水) 9:45~11:15  
方法 Web会議システム (Zoom)  
参加者 **250校516名** (小:110校、中:84校、義:6校、高:29校、特:14校、その他:7)  
学校管理職と授業改善担当者など教諭が複数で参加

# 小・中学校の管理職のための特別支援教育ハンドブック

## 小・中学校の管理職のための 特別支援教育ハンドブック

～本道の特別支援教育を推進するための5つのポイント～

### 目次（抜粋）

- 1 学校経営を進める上で、踏まえておきたいこと
  - (1) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増えている理由
  - (2) 様々な障がいの状態（程度）の児童生徒が通常の学級に在籍している理由

等

- 2 校内支援体制構築に向けた5つのポイント
  - (1) 学校経営方針に基づき、特別支援教育を推進する

### 【感想】

- 管理職として、普段（平時）からどんなポイントに気をつけてマネジメントすればよいか、また、保護者・関係機関との連携や初期対応の重要性を改めて確認することができました（小学校長）
- まとまっていて、大変参考になります。常に端末に入れて持ち歩いています。
- 管理職の専門性を高めることが、その学校における特別支援教育の質の向上につながることを痛感しています（中学校長）
- 図示や実践資料など系列的に配置され、個人的に曖昧にしていた点など整理でき非常に勉強になりました（中学校長）



教 特 第 1 5 4 4 号  
令和6年（2024年）3月22日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長  
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大 畑 明 美  
北海道教育庁学校教育局高校教育課長 相 馬 利 幸  
北海道教育庁学校教育局義務教育課長 遠 藤 直 俊  
北海道教育庁学校教育局教職員育成課長 松 橋 朗  
北海道教育庁教職員局教職員課長 立 花 博 史

全ての教員の特別支援教育に関わる専門性の向上について（通知）  
このことについては、令和3年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、全ての子どもたちの可能性を引き出すため、教員一人一人が個々の子どもの多様な教育的ニーズに応じた学びを提供するだけでなく、学校自身が、子どもたちの多様性を受容し、対応できる組織になっていくことが求められており、とりわけ、特別支援教育に関わっては、子どもたち一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の整備・充実を着実に進めていくことが重要です。  
こうした中、国の「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」は、令和4年3月に、「特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築」など、今後、教育委員会や学校等において取り組むべき内容の方向性について取りまとめました。  
道教委では、こうした今日的な動向を踏まえ、本道における特別支援教育に関わる施策の充実に向けて、有識者会議「今後の特別支援教育の在り方検討会議」を設置し、協議を重ね、令和6年度からの取組の方向性を別添1・2のとおり、取りまとめました。  
つきましては、各所属において、別添資料を参考に、教員の特別支援教育に関わる専門性の向上に向けた取組を推進いただきますよう、お願いします。

記

- 1 送付資料
・別添1 全ての教員の特別支援教育に関わる専門性向上に向けた具体的な取組例
・別添2 【体系図】全ての教員の特別支援教育に関わる専門性向上に向けた取組例
・別添3 (参考資料) 特別支援教育に関わる基本的な資質能力
- 2 備考
・別添3については、各学校の校長等による、所属教員の特別支援教育に関わる経験や専門性等の把握、対話に基づく受講奨励において、活用願います。
・教員等の特別支援教育に関わる経験や専門性、研修履歴等の把握方法については、国の動向を踏まえ、現在検討中です。

(特別支援教育制度推進係)
(高校教育指導係)
(義務教育指導係)
(人材育成・教育研究所整備推進係)
(小中学校人事係・道立学校人事係)

別添1

令和6年度（2024年度）
全ての教員の特別支援教育に関わる専門性向上に向けた具体的な取組例

●：重点 ○：推奨

1 各教育局及び市町村教育委員会

- 令和4年3月31日付け3文科初第2668号「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について（通知）」の趣旨を学校管理職へ周知する
○ 教員が特別支援教育を経験し、専門性を向上させることができるよう、道立特別支援学校と小・中学校、高等学校等間の人事交流に関わる制度について学校長に周知する
○ 特別支援学級等を経験（※）していない教員に可能な限り経験させるなど、各地域で計画的な人材育成がなされるよう人事上の配慮を行う
○ 教職員へ特別支援教育に関わる研修受講を推奨するとともに、管内及び市町村における研修に特別支援教育に関わる内容を積極的に位置付ける

2 各学校

- 全ての教員が障がいのある児童生徒の指導や支援の様子を見たり、指導したりするなど様々な形で特別支援教育に関わる機会（通常の学級と特別支援学級間での授業研究や交換授業など）を設定する（高等学校以外）
● 各学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して個別の指導計画を作成し、計画に基づく指導や支援を行う
○ 特別支援教育に関わる校内研修を実施するとともに、教員との対話を通じて一人一人のキャリアステージや専門性に応じた研修の受講奨励を行う
○ どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいることを前提に、校内委員会において学級担任等の気付きを積極的に吸い上げ、幅広く学校全体で支援を必要とする児童生徒の状況の共有を図る
○ 近隣の特別支援学校との授業研究や授業視察などを検討する
○ 学校管理職は各教員が現在校勤務期間中に特別支援学級等の担任や教科指導等を経験できるよう校内人事を計画的に推進する（高等学校以外）

3 その他

- 令和5年3月13日付け4文科初第2441号「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）」に基づいて対応する

※ 「特別支援学級等を経験」とは、特別支援学校、特別支援学級における学級担任又は教科担任、通級による指導、特別支援教育コーディネーターを複数年経験することを指す。

各 教 育 局 長  
道立特別支援教育センター所長  
各市町村教育委員会教育長 様  
(各市町村立小・中学校長)

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大 畑 明 美  
北海道教育庁学校教育局義務教育課長 遠 藤 直 俊  
北海道教育庁総務政策局教育政策課長 荒 川 裕 美

## 障がいのある子どもの教育支援について(通知)

このことについては、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)を計画期間とする新たな「特別支援教育に関する基本方針」において、適切な就学先の決定及び就学時に決定した学びの場の柔軟な見直しを図られるようにすることを重点の一つに位置付け、障がいのある児童及び生徒に適切な教育を受けさせるための支援を行うことを目的に設置した北海道教育支援委員会において、そのための具体策について検討したところです。

つきましては、障がいのある子どもの教育支援の充実に向け、市町村教育委員会、教育支援委員会及び小・中学校等に留意いただきたい点を別紙にまとめましたので活用してください。

## 記

### ○ 関係通知・資料等

- 令和5年(2023年)3月29日教特第1579号「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について(通知)」
- 令和5年(2023年)3月「教育支援のためのハンドブック(改訂版)」(北海道特別支援教育振興協議会)
- 令和5年(2023年)2月7日付け教特第1323号「『特別支援学級における適切な教育課程の編成に関する資料～児童生徒一人一人の学びの充実に向けて～』について(通知)」
- 令和4年(2023年)5月16日付け教特第195号「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」
- 平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」

(特別支援教育制度推進係)

(義務教育指導係)

(定数政策係)

## 教育委員会

### 障がいのある子どもの教育支援の充実に向けて

就学先の決定や学びの場の見直しに当たっては、インクルーシブ教育システムの推進に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

- 就学先決定のプロセスを保護者に分かりやすく示し、適切な就学先の決定を円滑に行うことが必要です。
- 教育支援委員会等を起点に、特別支援学校又は小・中学校等という就学先を検討するだけでなく、小・中学校等に就学する場合は、通常の学級、通級による指導、特別支援学級の学びの場の判断についても様々な関係者が多角的、客観的に検討することが必要です。
- 学びの場の判断・決定に当たっては、障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援が必要とされるかを整理することが必要です。
- 就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更ができることについて、全ての関係者が共通理解を図ることが必要です。
- 個別の教育的ニーズのある子どもの自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、連続性のある「多様な学びの場」を整備する観点から、通級指導教室を設置していない市町村教育委員会においては、その設置を検討することが必要です。



別紙1

## 適切な学びの場の検討に向けて

### 1 学びの場の変更を検討する前に

- 通常の学級において、全ての子どもが分かりやすい授業づくり、全ての子どもが安全・安心に学ぶことができる学級経営を行うこと。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し指導に生かすとともに、外部専門家と連携した支援を行うこと。

### 2 通級による指導の活用又は特別支援学級への在籍変更にあたって

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、まずは通常の学級の中でできる支援の方策を十分に検討した上で、自立活動など特別の教育課程が編成できる通級による指導や特別支援学級の必要性を段階的に検討すること。
- 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明すること。
- 教育的二一ス、保護者・本人や専門家の意見を踏まえて検討するとともに、保護者・本人との合意形成を図ること。
- 退級の時期を見据え、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し支援内容を検討すること。

### 3 特別支援学級から通常の学級への変更にあたって

- 校内委員会において、特別支援学級に在籍する児童生徒の学びの場の見直しの必要性について検討すること。
- 交流及び共同学習の時数を段階的に増やしたり、通級による指導を活用したりするなど、円滑に学びの場を変更できるようにすること。
- 退級後も通常の学級での支援を工夫するとともに、校内委員会において状況の共有や支援の在り方を検討すること。

別紙2

学びの場の柔軟な見直しに向けて  
～特別支援学級から通常の学級への在籍変更を行う際のPoint～

小学校

①本人・保護者の願いの把握 ②在籍変更を見据えた自立活動 ③計画的な交流及び共同学習

Aさんの保護者は、ある程度学年が進んだ段階で特別支援学級から通常の学級への在籍変更を考えていた。特別支援教育コーディネーターがAさんに確認すると、Aさんも「通常の学級に移りたい」という意向だった。

そこで、特別支援学級では国語、算数、道徳を中心に学習し、自立活動で「心理的な安定」に関わる指導を重点に行った。また、交流及び共同学習として通常の学級での学習時間を徐々に増やしたが、Aさんが学びにくさを感じた際は、特別支援学級で学習ができる配慮を行った。進級前に教育支援委員会を開催し、通常の学級に在籍変更することを決定した。

①本人・保護者の願いの把握 ②在籍変更を見据えた自立活動 ③通常の学級の支援充実

Bさんは自己中心的な発言や、他者との関わりに困難さがあり、保護者は通常の学級への在籍変更で不安を抱えていた。

交流及び共同学習先である通常の学級の担任は、特別支援学級での指導経験があり、Bさんの実態を踏まえ、友達とのかわりや周囲の状況を理解するための時間を十分に確保したことにより、Bさんは友達とのトラブルを回避する様子が見られるようになった。また、特別支援学級の担任が通常の学級での支援やBさんの成長を保護者と共有したことにより、保護者の不安が解消され、通常の学級への在籍変更を行った。

中学校

②在籍変更を見据えた自立活動 ③通級による指導の活用 ④個別の教育支援計画を活用した引継ぎ

Cさんは、不注意や他者へあまり関心を示さないなどの様子が見られるほか、環境の変化に対する不安が強かった。そこで、自立活動の指導を通して、場面に応じた振る舞いや友達との関わり方を学び、集団生活に対して少しずつ自信をもてるようになったことから、通常の学級への在籍変更した。

在籍変更にあたり、引き続き友達とのかわり方を学ぶことができるよう、通級による指導を活用するほか、個別の教育支援計画を活用した引継ぎを行い、ICT端末やワークシートの活用など、個に応じた支援を行った。

②在籍変更を見据えた自立活動 ④個別の教育支援計画を活用した引継ぎ ⑤校内委員会等での検討

Dさんは、中学校入学時に通常の学級への在籍変更を検討していたが、生活面で支援を必要とするという理由から特別支援学級に在籍した。そこで自立活動を中心に、学習用具等の整理整頓など身辺処理に関わる指導を行った結果、交流及び共同学習先の通常の学級でも自分で身の回りの整理整頓を行えるようになった。Dさんの成長を踏まえ、校内支援委員会、教育支援委員会での検討を経て、通常の学級への在籍変更した。

在籍変更にあたり、個別の教育支援計画を基に引継ぎを行い、Dさんの実態を踏まえた、目印を付すなどの視覚的手掛かりの活用や言葉掛けの仕方などを職員間で共有した。

## すべての保護者の皆様へ

お子様の入学やその後の学習等について、理解を深めるための参考にしてください。

→  
本リーフレットの感想を入力ください



- ☆ 二次元コードを読み取ると、説明動画を視聴することができます。
- ☆ Q8～12は保護者や当事者の感想を収録しています！

### 就学前

Q1 就学先決定までの流れは？



10月31日  
まで

学齢簿の作成

11月30日  
まで

就学時健康診断

学びの場の  
検討・判断

1月31日  
まで

入学期日等の通知

Q2 就学の仕組みは？



### 就学後

Q3 学びの場ってどんなところ？

特別支援学校

小・中学部、高等部

Q4 高校と特別支援学校の違いは何？

小・中学校、高等学校等

通常の学級  
通級による指導

特別支援学級  
(小・中学校のみ)

Q9 特別支援学校に通う  
本人はどんな気持ち？



Q10 中学校卒業後の保護者は  
どんな気持ち？



### 卒業後

Q5 就労にはどんな制度  
があるの？

一般企業での就労

・企業での障がい者雇用

福祉制度を活用した就労

・就労移行支援  
・就労継続支援A型  
・就労継続支援B型



Q6 就労や生活で困った時に  
どこに相談したらいいの？

生活の場

・グループホーム  
・施設入所

Q7 生活の場にはどんなところがあるの？



Q11 卒業後の保護者は  
どんな気持ち？



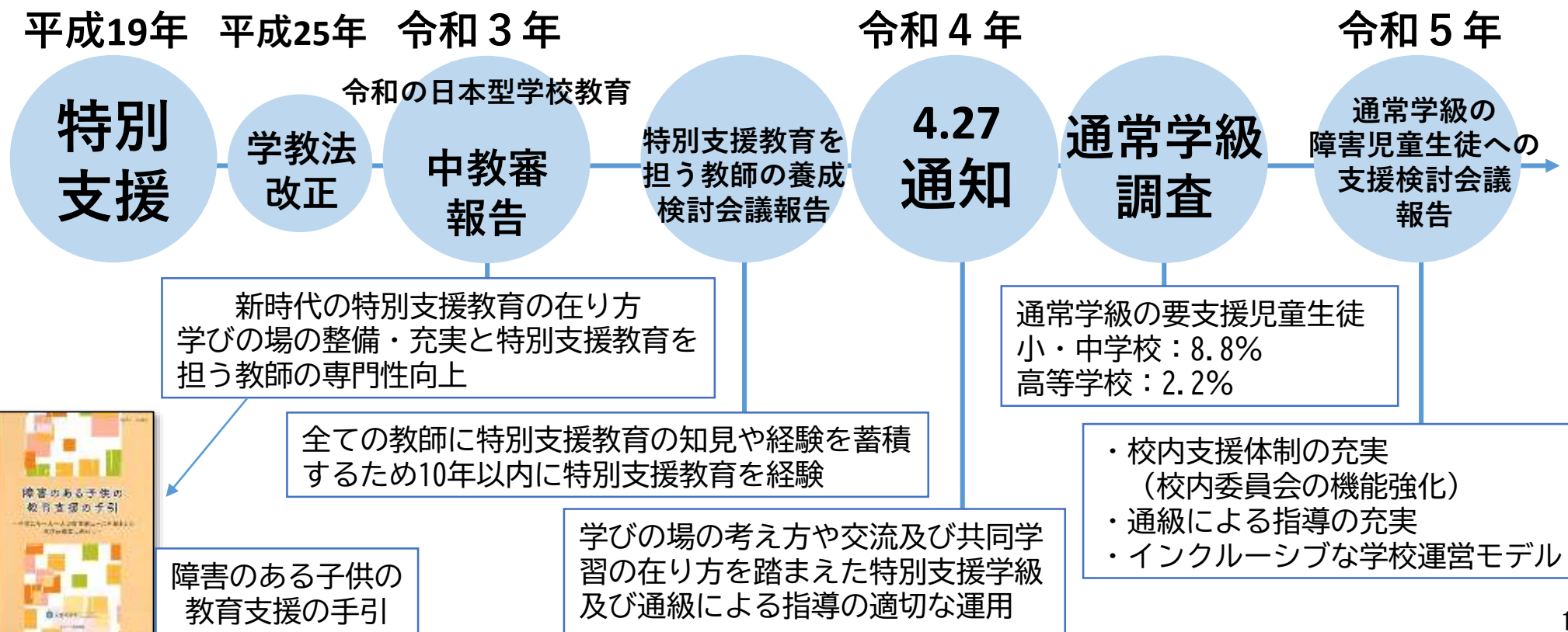
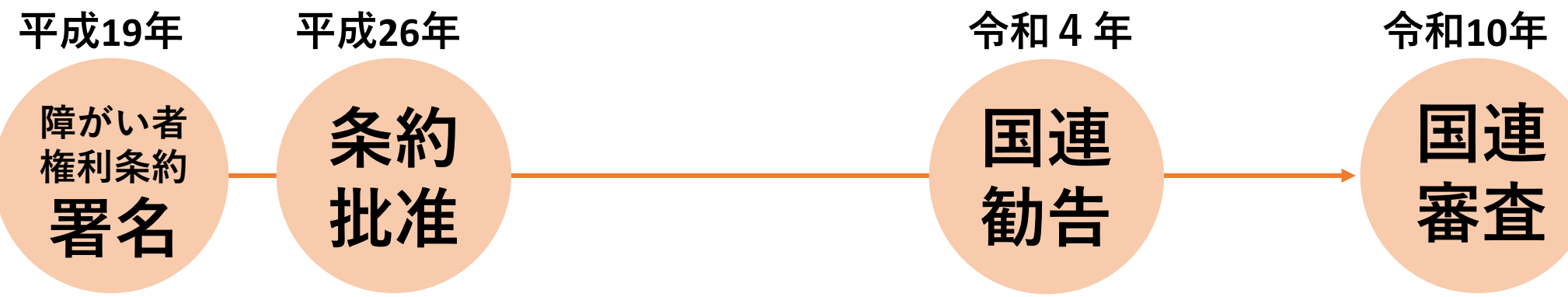
Q12 卒業後の本人は  
どんな気持ち？



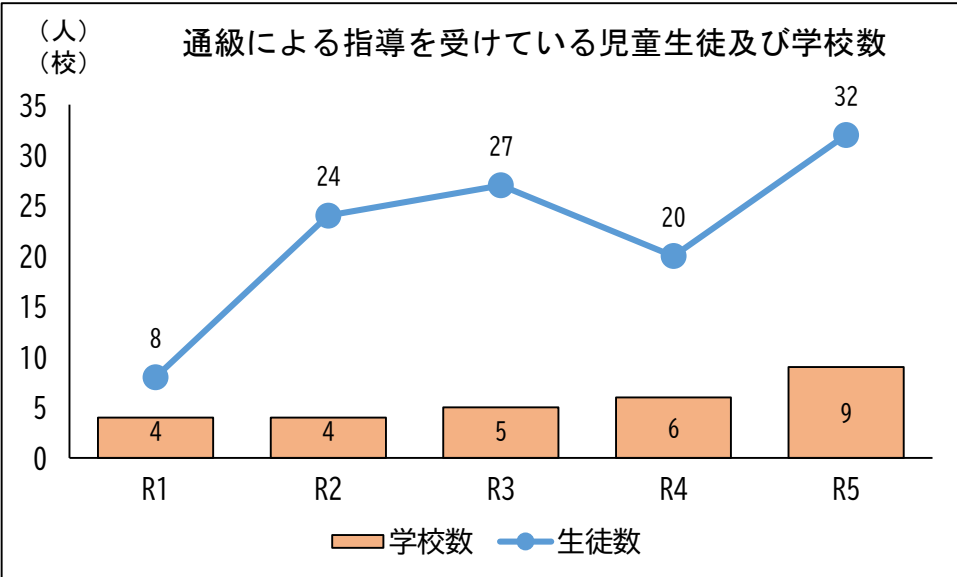
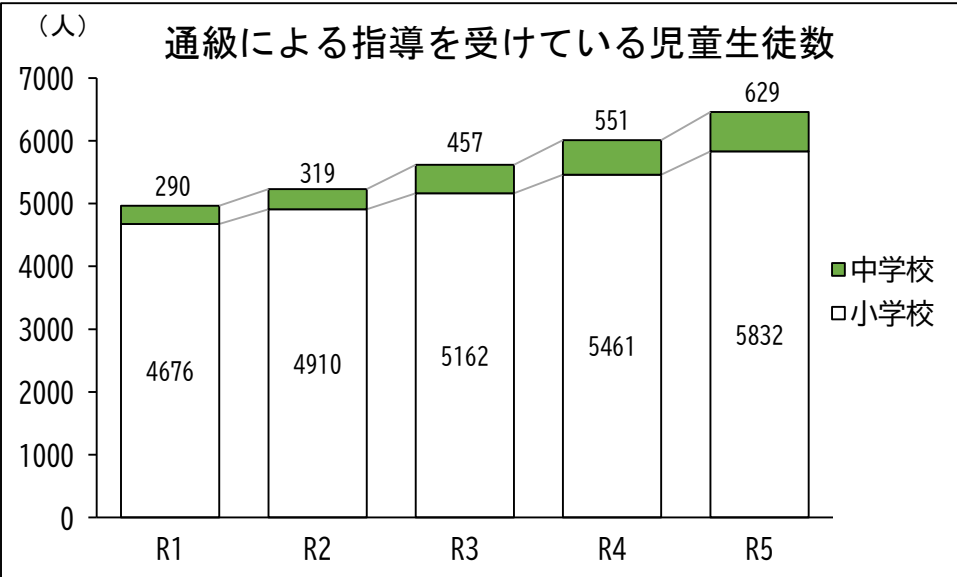
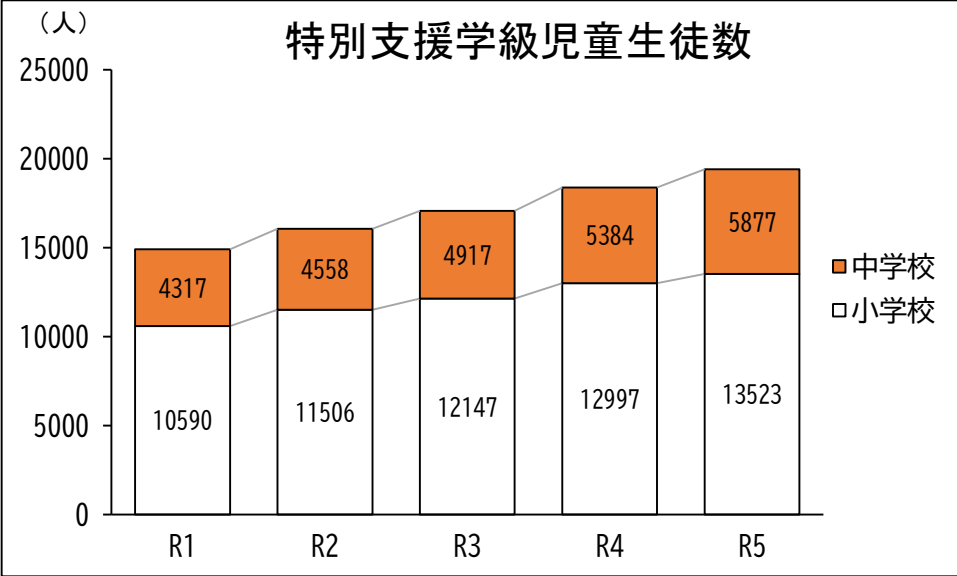
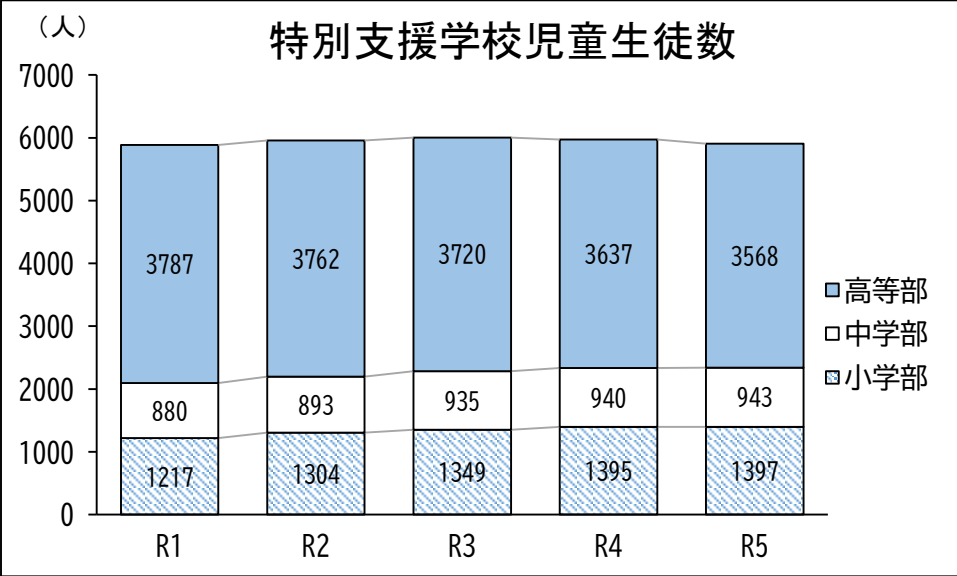
## 特別支援教育の動向、本道の現状



# 近年の特別支援教育の動向



# 本道の現状



※札幌市を除く

# 「教育支援委員会」の機能の拡充について

- 障害のある子供の障害の状態等を早期から把握する観点から、教育相談担当者との連携により、障害のある子供の情報を継続的に把握すること。
- 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人及び保護者に対する情報提供について助言を行うこと。
- 教育的ニーズと必要な支援の内容について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- 市区町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市区町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- 就学後についても、必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行うこと。
- 合理的配慮について、その提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

## 令和6年度の教育支援委員会の機能拡充に向けた取組

# 令和6年度(2024年度)管内市町村教育委員会就学事務担当者等研修会

## 1 目的

管内の各市町村教育委員会の就学事務担当者等を対象に、学校教育法施行令の一部改正の趣旨等を踏まえた早期からの教育相談や就学先決定の進め方、就学後の支援などについて説明や演習・協議等を通して理解の促進を図り、各市町村の支援体制の構築に資する。

## 2 主催

北海道教育委員会

## 3 主管

学校教育局特別支援教育課

## 4 開催期日（3回とも同一内容で実施）

令和6年（2024年）7月29日（月）、8月7日（水）、8月20日（火）

## 5 実施方法

Web会議システム（Zoom） ※参加者は、各自の職場等で受講

## 6 対象者

(1) 各市町村教育委員会の就学事務を担当する職員

(2) 市町村教育支援委員会の構成員（座長を担う方や医師、校長等）

※座長を担う方や医師等は説明①のみの参加も可とする。

(3) 各教育局の就学事務を担当する職員

(4) 小・中学校及び特別支援学校の管理職及び特別支援教育コーディネーター等

(5) 幼児教育施設の職員

(6) 医療・保健・福祉等の関係機関職員（児童相談所職員を含む）

※各市町村教育委員会における就学事務担当者は、全3回のうち、いずれかに必ず参加すること。



# 障がいのある子どもの 就学に係る制度を学ぶ オンライン説明会

障がいのある子どもの**適切な就学先の決定**と  
就学時に決定した**学びの場の柔軟な見直し**を図るために

## 日時

7月29日（月） 8月7日（水） 8月20日（火）  
9:40～10:30（各回同時間）

※3回とも同一内容です。御都合の良い日に下記申込みフォームからお申し込みください。

## 内容

就学事務に係る制度及び手続きの流れ等に関する説明

## 対象

- ・教育支援委員会の構成員である医師
- ・本テーマに関心のある医師

後日、オンデマンド配信予定  
※別途御案内します。

# 令和6年度(2024年度)管内市町村教育委員会就学事務担当者等研修会

## 7 日程

	9:10	9:40		10:30		12:00
	9:30			10:40	11:05	11:50
受付	開会	<b>【説明①】</b> ○ 就学事務に係る制度及び手続きの流れ等について (50分)	休憩	<b>【説明②】</b> ○ 本道における特別支援教育の現状と課題 (25分)	<b>【演習・協議】</b> ○ 子どもの実態に即した就学事務を行うために (45分)	まとめ・閉会

## 8 受講について

- ・受講者は「**障害のある子供の教育支援の手引**」（文部科学省）の第1編及び第2編を準備する。（タブレット端末等によるPDFデータでも可）

※説明の際に資料として活用します。

※就学事務に携わる方は、参考資料を含めて全編準備されることをお勧めします。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)

## 9 その他

- ・**保護者を対象とした就学等に係るオンライン説明会**を別途実施する。
- ・市町村教育委員会の**管理職員を対象とした研修会**を別途実施する。

# 教育支援委員会ハンドブック（仮称）の作成

## ○ 内容構成

第1章 制度の理解（説明）

第2章 教育支援委員会におけるQ&A

※市町村教育委員会担当者への取材等

第3章 校内委員会について

第4章 自己評価・課題分析シート

## ○ 発行時期

- ・令和6年10月を目途

## ○ その他

- ・印刷して配布
- ・特別支援教育センターWebページへ掲載

教育支援委員会ハンドブック  
（仮称）

令和6年（2024年）10月

北海道教育委員会

北海道教育支援委員会

## 本日の協議について

# 適切な就学先判断の在り方に係る様々な課題

## 国から

- 通級指導教室が未設置であることを理由に特別支援学級を開設
- 教員が確実に配置される特別支援学級への就学を選択
- 医療機関の診断や療育手帳等の有無のみをもって学びの場を判断
- 特別支援学級在籍児童が、大半の時間を通常の学級で学んでいる

## 市町村教育委員会職員から

- 就学前の子供の情報が、部局間で共有されていない。
- 保護者が特別支援教育への拒否感があり、合意形成に難航
- 教育委員会担当者は人事異動で代わるため専門性の維持が困難
- 医療機関が身近にないため、医療の側面から情報が得られない

## 特別支援学校管理職から

- 不登校や、施設入所により特別支援学校への就学を判断
- 保護者や医師の意向を尊重しすぎて、総合的な判断に至らない
- 協議するための情報や時間が少なく、適切な判断に至らない
- 教育委員会と教育支援委員会の関係性や役割が不明確

自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場の検討が重要



各市町村が設置する教育支援委員会の機能拡充のために

## 【協議の論点】

論点1 「総合的な判断」のために市町村の教育支援委員会に求められること

論点2 「本人・保護者との合意形成」のために市町村の教育支援委員会に求められること



「教育支援委員会ハンドブック」で取り上げ、周知



各市町村が設置する教育支援委員会の機能拡充